

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年10月23日

【事業年度】 第66期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

【会社名】 いちよし証券株式会社

【英訳名】 Ichiyoshi Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役(兼)代表執行役社長 武樋政司

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務経営企画担当 高石俊彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

【電話番号】 東京(03)3555-6210(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務経営企画担当 高石俊彦

【縦覧に供する場所】 大阪支店  
(大阪市中央区高麗橋三丁目1番3号)

岡山支店  
(岡山市内山下一丁目1番5号)

神戸支店  
(神戸市中央区加納町六丁目6番1号)

横浜支店  
(横浜市西区南幸二丁目20番5号)

千葉支店  
(千葉市中央区新町1番地20)

名古屋支店  
(名古屋市中区栄三丁目1番26号)

株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社 大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月24日に提出いたしました第66期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 3 事業の内容

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

##### (2) 新株予約権等の状況

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

##### (1) 連結財務諸表

##### 注記事項

（連結貸借対照表関係）

（ストック・オプション等関係）

##### 2 財務諸表等

##### (1) 財務諸表

##### 注記事項

（貸借対照表関係）

## 3 【訂正箇所】

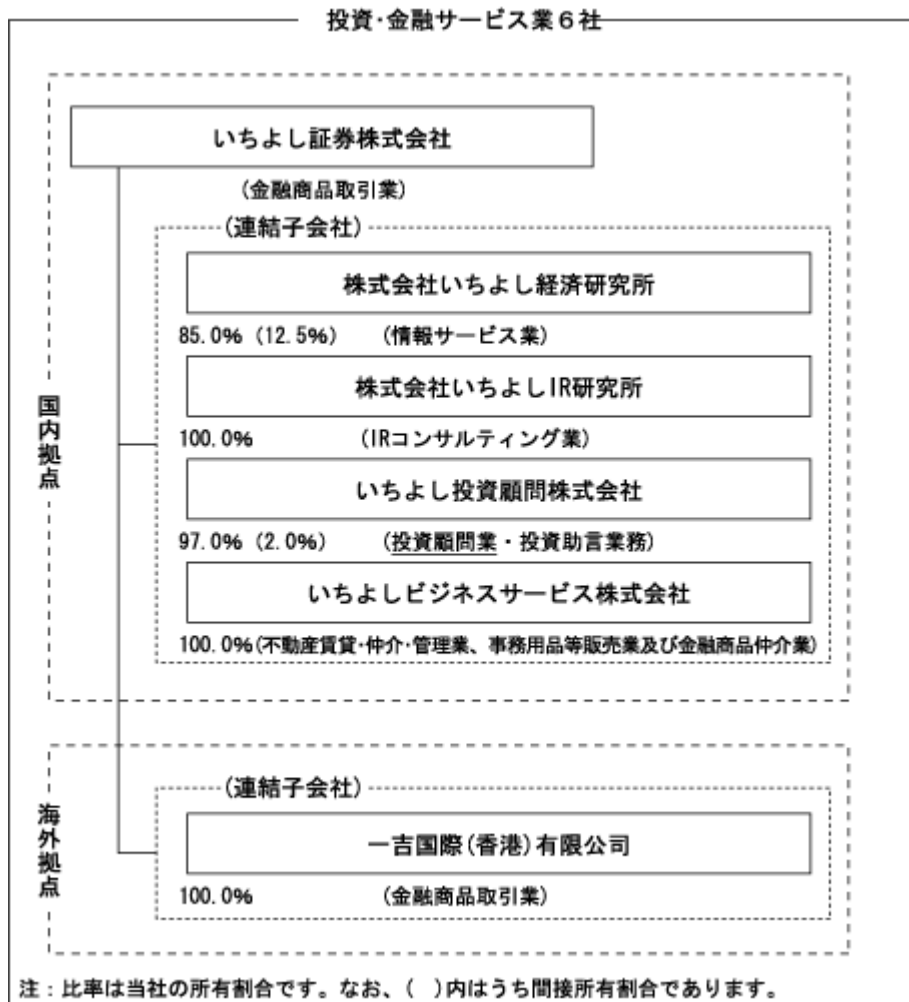
訂正箇所は\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

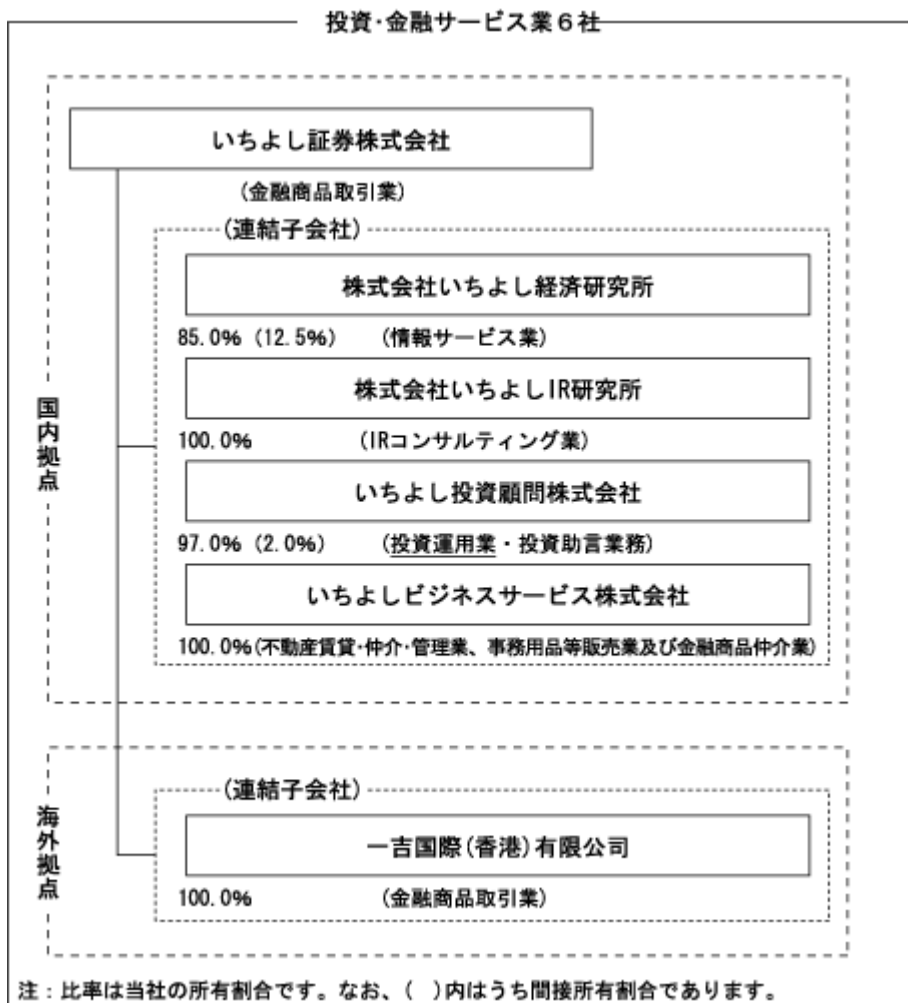
## 第1 【企業の概況】

## 3 【事業の内容】

(訂正前)



(訂正後)



第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(2) 【新株予約権等の状況】

(訂正前)

新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	22(注1)	22(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,033(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月27日～ 平成21年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,033 資本組入額 517	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、 <u>当社の取締役、従業員</u> の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約の定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる <u>当社の取締役、従業員</u> との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(訂正後)

新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月26日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	22(注1)	22(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,033(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月27日～ 平成21年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,033 資本組入額 517	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、 <u>当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員</u> の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる <u>当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員</u> との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(訂正前)

## 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	720(注1)	720(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000	72,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,129(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月26日～ 平成22年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,129 資本組入額 565	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、 <u>当社及び当社子会社の取締役、従業員</u> の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約の定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる <u>当社の取締役、従業員</u> との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(訂正後)

## 新株予約権方式

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員で当社取締役会にて承認された者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月25日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	720(注1)	720(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000	72,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,129(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月26日～ 平成22年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,129 資本組入額 565	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、 <u>当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員</u> の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる <u>当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員</u> との間で個別に締結する新株予約権割当てに関する契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



(訂正前)

## 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成19年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	800(注1)	800(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,910(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月24日～ 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,910 資本組入額 955	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社並びに当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約の定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社並びに当社子会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

・ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

・ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・ 新株予約権の取得条項

(注)4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

### 4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(訂正後)

## 新株予約権方式

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを平成19年6月23日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	800(注1)	800(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80,000	80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,910(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月24日～ 平成26年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,910 資本組入額 955	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 新株予約権の質入れ、その他の処分は認めない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行ってできるものとする。ただし、下記に規定する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。 その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注4)	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

### 3 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記 . に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

・ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。

・ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・ 新株予約権の取得条項

(注)4の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

### 4 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

注記事項

(連結貸借対照表関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
1～3 省略	1～3 省略
<p>4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;"><u>360百万円</u></p>	<p>4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;"><u>277百万円</u></p>
5～6 省略	5～6 省略

(訂正後)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
1～3 省略	1～3 省略
<p>4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;"><u>343百万円</u></p>	<p>4 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;"><u>260百万円</u></p>
5～6 省略	5～6 省略

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(訂正前)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員162、子会社取締役2、子会社従業員2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 495,000
付与日	平成15年2月20日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年6月23日～平成16年6月22日
権利行使期間	平成16年6月23日～平成19年6月22日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

(2) 省略

(訂正後)

## ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人162、子会社取締役2、子会社使用人2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 495,000
付与日	平成15年2月20日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社子会社及び当社関連会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年6月23日～平成16年6月22日
権利行使期間	平成16年6月23日～平成19年6月22日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

## (2) 省略

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（訂正前）

1. 省略

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員162、子会社取締役2、子会社従業員2
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 495,000
付与日	平成15年2月20日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年6月23日～平成16年6月22日
権利行使期間	平成16年6月23日～平成19年6月22日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役4
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 80,000
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並び当社関係会社の取締役、執行役及び使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年6月24日～平成21年6月23日
権利行使期間	平成21年6月24日～平成26年6月23日

(2) 省略

3. ～ 4. 省略



(訂正後)

1. 省略

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人162、子会社取締役2、子会社使用人2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 495,000
付与日	平成15年2月20日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社子会社及び当社関連会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年6月23日～平成16年6月22日
権利行使期間	平成16年6月23日～平成19年6月22日

会社名	提出会社
決議年月日	平成16年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員6
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 65,000
付与日	平成17年2月3日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年6月27日～平成18年6月26日
権利行使期間	平成18年6月27日～平成21年6月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社執行役1、当社従業員8
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 76,000
付与日	平成17年8月19日
権利確定条件	権利行使時においても、当社並びに当社関係会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年6月26日～平成19年6月25日
権利行使期間	平成19年6月26日～平成22年6月25日

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役4
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 80,000
付与日	平成19年7月9日
権利確定条件	権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年7月9日～平成21年6月23日
権利行使期間	平成21年6月24日～平成26年6月23日

(2) 省略

3. ～ 4. 省略

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

注記事項

(貸借対照表関係)

(訂正前)

第65期 (平成19年3月31日)	第66期 (平成20年3月31日)
<p>1～5 省略</p> <p>6 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;">360百万円</p>	<p>1～5 省略</p> <p>6 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;">277百万円</p>
7～8 省略	7～8 省略

(訂正後)

第65期 (平成19年3月31日)	第66期 (平成20年3月31日)
<p>1～5 省略</p> <p>6 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;">343百万円</p>	<p>1～5 省略</p> <p>6 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。</p> <p>「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額</p> <p style="text-align: right;">260百万円</p>
7～8 省略	7～8 省略